

令和8年度（2026年度）介護の魅力発信プロジェクト業務委託 標準仕様書

1 業務名

令和8年度（2026年度）介護の魅力発信プロジェクト業務

2 業務委託の期間

契約締結の日から、令和9年（2027年）3月16日（火）までとする。

3 業務の目的

高齢者人口の増加や生産年齢人口の減少が進む中、2040年度には本県で約9,500人の介護人材が不足すると推計されており、介護人材の確保は喫緊の課題である。

また、近年では、再就職者や新たな介護人材の獲得、離職防止のために職員の負担軽減や多様な働き方の導入等に取り組む介護事業所も増えていることから、介護に対して抱いているイメージを向上させるため、これらの情報を効果的に発信する必要がある。

そこで、令和4年度に開設したワンストップサイト「ウェルカム！くまもと介護の扉」やSNS等を活用しながら、このような優れた取組みを広く波及させ、介護の魅力や「今」を効果的に発信することで、介護人材の確保・定着を図ることを目的とする。

4 委託業務の内容

本県で令和4年度（2022年度）より開設している、介護に関するワンストップサイト「ウェルカム！くまもと介護の扉」（以下「サイト」という。URL：<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kaigo/>）を熟視のうえ、以下を実施すること。

（1）「介護福祉士資格等取得者届出制度」の周知・広報

「介護福祉士資格等取得者届出制度」を広く周知し、潜在介護福祉士の掘り起こしを図るため、より多くの県民に周知できるよう、テレビ広告等のメディアを活用した効果的な広報を実施すること。

（2）サイトに掲載するコンテンツの作成

ア 作成するコンテンツ

以下の内容について、県内の介護サービス事業所等でいきいきと働く職員の事例等を収集し、動画等のコンテンツを作成すること。また、作成したコンテンツをサイトへ掲載すること。なお、作成にあたっては、介護事業所等を現地で取材すること。

テーマ	ターゲット	内 容
介護現場で活躍する職員	潜在介護福祉士	<p>介護サービス事業所等で活躍している、他業種からの転職者や介護福祉士の再就職者の事例（転職者や再就職者への介護職へ就職した理由等のインタビューを含む）</p> <p>（例）・時短勤務等を活用し、ワークライフバランスを図る職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアアップを目指す再就職者 ・働きやすい職場づくりを推進し、人材育成・確保に取り組む職員

イ 作成部数等

5分程度の本編動画及び本編動画を紹介するためのショート動画（30秒～1分程度）を各2本程度作成すること。

ウ 作成期限等

令和9年（2027年）1月末までに作成すること。なお、サイトへの動画及び記事の掲載は、県が行う。

エ 留意点

特定のサービスに偏らないようバランスをとり、ターゲット層が介護職への再就職のきっかけとなるような内容とすること。また、本編動画のサムネイルに各動画のタイトルを表記の上、ターゲット層が介護職に興味を持つようなデザインとするよう工夫すること。

(3) サイト及びサイト内コンテンツの周知・広報

ターゲット層をサイトへ効果的に誘導するため、以下を行うこと。

ア デジタルマーケティング等の実施

(ア) サイト及びサイト内コンテンツに誘導するターゲットを設定したうえで、(1)で作成したショート動画等を活用した、サイト等への誘導につながる効果的な取組み（デジタルマーケティング等）を提案すること。

(イ) サイト等に誘導したターゲットに対し、次年度以降も情報発信ができるよう工夫すること。

なお、当課Instagramアカウント「ウェルカム！くまもと介護の扉」（URL：https://www.instagram.com/kumamoto_kaigonotobira/）の活用も可能とする。

(ウ) デジタルマーケティング等は、令和9年（2027年）2月末までに合計2か月程度実施することとし、1か月ごとに実施内容の改善等を行うこと。具体的な実施時期については、県と協議のうえ決定する。

イ 実施したデジタルマーケティング等の分析

デジタルマーケティングやサイトへのアクセスの解析結果等を踏まえ、成果の検証、分析を実施すること。

ウ その他

デジタルマーケティングに限らず、サイトに誘導するための、ターゲットに応じた効果的な手法（例：チラシ、ポスターなど）を提案し、実施すること。

また、より多くの県民に情報が届くよう、「KAiGO PRiDE」と連携した情報発信等、作成したコンテンツを有効に発信できるよう工夫すること。

5 業務完了報告等

業務完了後、速やかに業務完了報告書（1部）を高齢者支援課に提出すること。また、本事業で作成した成果品は、業務完了までに当課へ納品すること。

6 その他

- (1) 本業務の遂行に当たっては、県と協議すること。ただし、打合せを短縮して実施できるよう、受託者は可能な限り内容を明確にするとともに、決定事項は受託者が記録を残し、速やかに県に提出すること。
- (2) 原則として、受託者は、本業務に係る全部を第三者に再委託することはできない。ただし、県の承諾を得、合理的に必要な範囲で本業務に係る一部を再委託することは妨げない。
- (3) 本業務で作成した成果品及びその他の二次著作物の著作権は、県に帰属するものとする。なお、成果品については本業務以外であっても、複数年にわたり県及び関係機関が事業を行う際に使用することがあること。
- (4) 第三者が著作物を持つ素材を利用する場合は、受託者が著作権者の承諾を得て行うものとし、県が著作権を持つ素材の利用についても同様とする。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときには、受託者は一切の責任を負うこと。
- (5) 受託者は、本業務を通じて知り得た個人情報等について、目的外の利用、第三者に開示、漏えいをしてはならないこと。また、契約終了後も同様とすること。
- (6) 受託者の責任においてデータ漏えい、滅失毀損等の防止に努めること。
- (7) 業務仕様書に記載されていない事項は、県及び受託者の協議のうえ定めること。